

公園利用予定者 様

公園内行為許可申請について

令和6年度中を試行運用期間とし、令和7年度利用分から下記のとおり運用します。

【概要】

公園内でイベントや野外活動などで公園を団体で使用する場合（※）は、市の許可が必要です。

（※）地域のお祭り、防災訓練、学校行事、ボランティア活動、チャリティバザーなど、おおよそ20人以上で公園を利用する場合など。

【申請可能日】

一般の行為許可：1ヶ月前から

市主催の行為許可：1年前から

市名義後援の行為許可：6ヶ月前から

地元自治会主催の行為許可、使用料徴収の対象となる行為許可：3ヶ月前から

【手続きの流れ】

事前相談・公園使用の空き状況を確認

公園緑地課へ電話もしくは、市HPのお問い合わせフォーム（概要書添付）よりご連絡ください。

★使用目的に応じて市が利用可否を判断します。

★行為内で金銭の授受（物販など）が発生する場合

・行為全体の収支予算（※）が**プラス** ⇒ **利用不可**

・行為全体の収支予算（※）が**0円**もしくは**マイナス**⇒**申請書類を提出の上、利用可**

・公園内での撮影行為 ⇒ 1日1公園3,000円（税込み）を市に納付

※キッチンカーや物販の出店を委託する場合、委託先の収支予算は考慮しない

★同一主催者による利用は、1年度内（4月1日～翌年3月31日）に2回を上限とし、1回目と2回目の間隔を6ヵ月以上あけることとする。

西宮市都市公園条例で禁止されている行為などは許可しかねる場合もあります。必ず市に事前説明の上、手続きをお願い致します。



次ページへ

申請書類等のダウンロード 必要書類の準備

★「公園内行為許可申請書兼許可書」及び「チェックリスト」をダウンロードし、使用にあたっての手続き、許可条件、注意事項を**必ず確認**して下さい。

★添付書類

- ・概要書（行為の内容が分かるもの。チラシ可）
- ・収支予算書（物販等金銭の授受が生じる場合のみ）
- ・名義後援の写し（国県市から補助金の交付を受ける場合は、補助金交付決定通知等の写し可）

※次の行為に該当する場合は、名義後援の写しの提出は免除とする

- ①公共事業（市主催、市委託事業）
- ②自治会（地元商店街を含む）主催・共催の利用
- ③運動会や遠足、校外学習等、教育の一環と認められる利用
- ④清掃等のボランティア活動
- ⑤写真撮影・取材
- ⑥選挙演説

- ・車両乗り入れ許可書（必要な場合のみ、資材搬出入のための車両のみ乗り入れ可）



地区代表、近隣住民等への説明 各関係機関との協議

★自治会長、近隣住民へ使用内容の説明を行い、地域理解を得て下さい。

★必要に応じ、警察署、消防署、保健所及び関西電力(株)への申請又は届出をお願いします。



申請書類の提出



※使用料徴収の対象でない場合



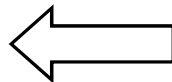
※使用料徴収の対象となる場合

許可書の受取

使用料の納付書受取、金融機関で納付



行為許可の開催



使用料納付確認後、許可書を受取

【その他】

★選挙演説については、別途ルールを設けておりますので市にご相談下さい。

★許可書や納付書の受取について、公園緑地課窓口まで来庁できないなど、やむを得ず郵送を希望される場合は、返信用封筒（切手を含む）を公園緑地課まで提出ください。